

## 平成 23 年「勤労青少年の日」に当たっての厚生労働副大臣メッセージ

平成 23 年の「勤労青少年の日」を迎えるに当たり、メッセージを送らせていただきます。

このたびの東日本大震災で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

「勤労青少年の日」は、働く若者の福祉の向上について、広く国民のみなさまの関心と理解を深めるとともに、働く若者が日本の未来を担う社会人、職業人として成長しようとする意欲を高めるために設けられているものであり、勤労青少年福祉法に基づき毎年 7 月の第 3 土曜日と定められております。

現在の雇用失業情勢は、東日本大震災の影響により、持ち直しの動きに足踏みがみられ、依然として厳しい状態にあります。こうした事態に対応するためには、雇用の場の拡大による就職支援、生活保障などをしっかり行うことが求められています。

このため、厚生労働省としては、雇用保険を受給できない方等を対象として、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う求職者支援制度を実施するとともに、広く若者を対象とするフリーター等正規雇用化プランの推進、地域若者サポートステーションの拡充などによるニート等の自立支援の充実、さらには実践的な職業訓練・能力評価などを行うジョブ・カード制度の推進など、個々のニーズに応じたきめ細かな支援施策を展開しております。

さて、今年の「勤労青少年の日」の標語は、『**勇氣出せ 初めの一步 繋がる未来**』です。働く事に迷わないで一步踏み出せば、様々な可能性が生まれ、未来に繋がっていく、という願いが込められています。

事業主の皆様をはじめ、広く関係者のみなさま方には、これからの日本を支える若者の個性、可能性を尊重し、若者が社会人、職業人として成長しようとする努力に対し、積極的に御支援くださいますようお願いを申し上げ、私のメッセージといたします。

平成 23 年 7 月 16 日

厚生労働副大臣 小宮山 洋子